

大学機関別認証評価委員会（第1回）議事録

1 日 時 平成16年6月11日（金）10：00～12：00

2 場 所 学術総合センター 1113・1114会議室

3 出席者

（委員） 相澤委員，有本委員，石委員，内永委員，荻上委員，川口委員，
小出委員，後藤委員，佐藤委員，鈴木委員，外村委員，前原委員，
マルクス委員，森委員，吉川委員，

（事務局） 木村機構長，荒船理事，長谷川理事，大塚教授，山内教授，齊藤助教授，
袖山助教授，馬場評価事業部長，河本企画調整室長 他

4 議 事

（1）大学機関別認証評価委員会の開催にあたり，機構長から挨拶があった。

（2）互選により，委員長に吉川委員，副委員長に小出委員が選出された。

（3）独立行政法人大学評価・学位授与機構大学機関別認証評価委員会細則（案）等につ
いて原案のとおり決定された。

（：委員，：事務局）

委員長 それでは，早速ですが議事に入ります。

大学機関別認証評価実施大綱（案）及び大学評価基準（機関別認証評価）（案）につ
いては，準備委員会において既に決定しており，これを各関係団体等に対して意見照会を行
ったという段階です。いろいろ意見が来ているようですので，寄せられた意見等について
まず事務局から説明をいただきたい。

それでは，資料6，7，8について，資料8をもとにご説明させていただきます。

資料8は，ただいま委員長からご説明いただきましたとおり，各関係団体から寄せられ

た主な意見についてまとめたものでございます。資料6, 7がその意見照会をいたしました大綱(案), 基準(案)となっておりますので, 適宜, ご参照いただければと思います。配布資料8の表紙に112の意見照会団体等の記載があり, 主なところとしては, 国立大学協会, 公立大学協会, 日本私立大学団体連合会等の教育関係団体, そのほか, 経済団体等へ照会を行っているものでございます。意見, 回答が寄せられましたのは5団体でございます。このほか, 4月に大学機関別認証評価に係るシンポジウムを開催いたしましたので, その際の意見等も掲載させていただいているところでございます。

それでは, 内容をご説明させていただきます。まず資料6「実施大綱(案)」に対する主な意見でございます。「はじめに」へのご意見といたしまして, 「大綱本文の冒頭ページと「はじめに」においての字句の不整合がある。」というご指摘でございます。2つ目は, 「評価基準の設定によって, 教育研究水準の維持及び向上と個性的で多様な発展との両立が可能にもなり, その反対に両立不能にもなる。評価基準・方法の改善に持続的な努力を払うことによって, 評価主体と大学との間に良好な信頼関係を築くよう特段の配慮を払うべきであり, 明示的に表現していただきたい。」というご意見でございます。

「評価の目的」に対する意見といたしまして, 1つ目は, 認証評価と適格認定の違いについてのご指摘として, 「報告書の中に用語集を加えて, 用語の定義を明確にすることを希望する。」というご意見でございます。2つ目といたしまして, 「国際的質保証は認証評価から切り離すべきである。」というご意見でございます。

次に「評価の基本的な方針」についての意見でございます。1つ目といたしまして, 「評価の国際的動向等とは何か, 具体的な内容を明らかにすべき。」というご意見でございます。2つ目といたしまして, 「機構の示す評価の枠組みに基づき」とある, その枠組みが何を示すのか不明である。」というご意見でございます。3つ目といたしましては, 「大学の教育研究活動に関し見識を有する者」とは何かを明らかにすべきである。」というご意見でございます。

「評価の実施体制等」についてのご意見でございます。「評価委員会」委員と「各分野の専門家等」の意識及び能力が問われる。現在の我が国には, まだ大学機関別認証評価の専門家が存在しているとは言えない状況である。学部・研究科別に実施されることを起想して評価を行うべきである。」というご意見でございます。2ページ目, 2つ目といたしまして, 「大学運営に一定の経験を持つ評価委員と各分野の専門家を意識的に加えるよう努力すべきである。」というご意見でございます。3つ目といたしまして, 「評価委員

及び各専門分野の量的問題点は「大綱」の範囲を超えるが、「大綱」の実践を保証する不可欠な条件である。人材確保を考慮に入れた評価システムの設計が必要である。」というご意見でございます。その次といたしまして、「評価チームの人員については慎重に検討されるべき問題である。評価委員の公選性などを取り入れるべきである。」というご意見でございます。また、「評価担当者に外国評価機関の経験者を入れることが必要である。」というご意見もでございます。その他、研修の重要性についてのご意見を2つ掲載しております。

「 評価の実施方法等」についてのご意見でございます。「評価事項」と「基本的な観点」の用語の整理をお願いしたい。」というご意見でございます。次に、実施大綱「評価プロセスの概要」につきまして、「大学における自己評価」の項において、「必要に応じて学部・研究科ごとに」とあり、また機構における評価にも「必要に応じて学部・研究科ごとに」とある。大学の自己評価において、それぞれの評価を行った場合、機構でもそれぞれ、対応して行うということでのよいのか。」というご質問的なご意見でございます。3ページの2つ目といたしまして、「大学全体の評価と学部や研究科等の研究組織等の評価とをどのように具体的に結合するのか、反映するのかを明確的に説明されていない。」というご意見でございます。3つ目といたしまして、大学全体と学部研究科等との関連の不明さについて「これまで実施されてきた学部・研究科などの個別活動の評価と、新たに取り組む大学全体の評価とをどのように結びつけるかについては方法論そのものが開発されねばならない。どのような手順を踏み、どのように期間をかけてその方法論を確立していくかについて、機構として方針が明らかにされなければならないと考える。」というご意見でございます。

「 評価の実施スケジュール」についてのご意見でございます。「大学の自己評価担当者への機構が実施するのは予備審査とならないか、大学の自主性を損なうことにならないか心配。」というご意見でございます。2つ目といたしまして、「自己評価担当者に対する研修から自己評価書の作成までの期間が短いと考えられるので、研修をもっと早い時期に実施してほしい。」というご意見もでございます。次に「評価結果の確定」に関しまして、「評価報告書が社会に公表されるために当たり障りのない内容になるのではないかと危惧する。」というご意見でございます。次に「評価結果のみの公表ではなく、評価のプロセス全体を公表することが透明性の保証になるであろう。」というご意見でございます。

「 評価の時期」についてのご意見でございます。1つ目といたしましては、「評価

の申請時期が不明確である。」というご指摘でございます。2つ目のご意見といたしましては、下から3行目でございますが、「特定の年度に評価を希望する大学が集中することが考えられる、どのように処理するかについて一定の方針が示されるべき。」というご意見でございます。

「追評価」についてのご意見でございます。「評価費用」とも関連がございますが、「評価費用はどの程度を想定すればよいのか、また、追評価の費用はどうなるのか。」というご指摘でございます。

5ページからは、資料7「評価基準(案)」に対する主な意見でございます。まず「はじめに」に対しての意見といたしまして、「自己点検及び評価」の基準を拘束して画一的な自己点検・評価の枠組みをもたらすことのないように配慮してほしい。」というご意見でございます。2つ目といたしまして、「趣旨」を「基本的な観点」に変更し、「基本的な観点」を「具体的な点検事項」と置きかえるほうが適切ではないか。」という言葉の定義のご指摘でございます。

「基準1」に関するご意見でございます。「基準1-1の内容について、質の向上を保証する認証評価機関が敢えて法論理を基準にすることは、大学の個性を表現する「大学の目的」の内容を画一的な方向に導くのではないか。」というご意見でございます。

「基準2」についてのご意見でございます。「教養教育」の考え方につきまして、「広い視野を持ち、深い思考力を培う教育」が重要であり、基礎教育の重要さが十分に認識されているか懸念される。」というご意見でございます。次は基準2のタイトルに「教育研究組織」、2-2には「運営体制」とあるが同じ内容か。」というご指摘でございます。こちらは基準3にも関連するご意見でございます。3つ目といたしまして、「説明文の中に「各種センター」とあるのは「センター、研究所」というように、より明確に示してほしい。」というご意見でございます。

6ページ、「基準3」についてのご意見でございます。「大学院教育の基礎となる研究活動の評価を行うことは、限りなく研究評価に等しくなると考えられ、自己評価を困難にする。」というご意見でございます。次に基準3の「趣旨」について「機構の「評価員」などが、教員の教育活動、研究活動における比較的重みのある要素として評価されないと「なり手」を確保することが難しいので教員の人事評価などにそのことを入れることも検討したほうがよいのではないか。」というご意見でございます。「基本的な観点」について「任期制を導入しているか否かを評価基準とすべきではない。」というご意見でございます。

次も任期制に関するご意見でございます。「基本的な観点」への3つ目といたしまして「質の向上を図るためのシステム」のシステムとは何か。類似の用語を用いると誤解が増幅されるので十分に注意されたい。」というご意見でございます。

「基準4」についてのご意見でございます。「学生の受入」における基本的な観点について、アドミッション・ポリシーをどの程度、社会から認識してもらおう努力を行ったかについて社会の認識度を加えることが重要である。」というご意見です。次は、「基本的な観点」について、「入学定員を大幅に超える、または下回る」となっているが、「下回る」にも「大幅な」を加えたほうが正確となるのではないか。」というご意見でございます。

7ページ、「基準5」についてのご意見でございます。「基準5の「教育内容及び方法」の「方法」とは「教育方法」の意味か。」というご意見でございます。2つ目でございますが、「各学部、各研究科別の評価と全学的評価とをどのように具体的に結びつけるのか」という視点、あるいは方法の提示が不可欠である。」というご意見でございます。3つ目のご意見ですが、「基準5の内容、方法に具体性が見当たらない。必須条件として例えば学習時間、満足すべき目標、国際的に通用する水準、国民が納得出来るもの等を示すべきではないか。」という指摘でございます。4つ目といたしまして、「単位の実質化」という概念が曖昧でないようにしてほしい。」というご意見です。5つ目といたしましては「基準及び基本的な観点はあまりにも事細かに設定している、簡潔に整理してほしい。」というご意見でございます。

「基本的な観点」に対する最初の意見も同義でございます。項目が多過ぎる、詳細過ぎて他の基準とはレベルの異なるものが入っている。」というご意見でございます。次の意見は、「(インターンシップ)」など、括弧内に例示してあるものは単なる例示なのか、それとも必須記入項目であるのか。」というご指摘でございます。3つ目といたしましては、「5-2 は総論、5-2- は各論になっていると読めるけれども、の「教育の目的」との「教育内容に応じた適切な」というのは用語の意味が不鮮明である。」というご意見でございます。次の「大学院課程に関する項目も学士課程と同様に整理が必要であろう。」というの、項目の整理について同様のご意見でございます。

8ページ、「基準6」について一つ目は、「質の保証は大学の機関の保証ではなく、学習成果の保証という考え方が一般の理解である。基準6については、「教育の成果や効果が上がっていること」だけでは評価できないし、不十分ではないか。」というご意見でございます。2つ目といたしまして、「学生に身につけさせる」という言葉については、「趣

旨」の説明にあるとおり、「学生が身につける」という表現のほうが適切ではないか。また、「養成する人材像」が意味不明である。」というご意見でございます。次に3つ目といたしまして、同じく「教育の成果」について、「長期的な追跡調査が必要であり、大学に大きな負担を強いることになる。」というご意見でございます。同じく「教育の成果」について、「卒業生や雇用主側から行うことの必要性は理解出来るが、社会に出た後の環境等の因子に支配されるため、卒業生の学力等と評価結果の相関分析をしない限り、有意性に疑問がある。」というご意見でございます。基準6の「基本的な観点」についてのご意見として、1つは「入学時の学力により在学中に与える教育の内容や影響の測定に不利または有利が生じるおそれがある。」というご意見でございます。次の意見は、「企業等に就職した卒業生の活動の評価やその評価と学部・大学院教育との関連については、各学部、研究科ごとの測定が容易ではなく、全学的評価との関連は一層容易ではない。もし必須項目とするのであれば、具体的な評価方法を参考例として示す必要がある。」というご意見でございます。3つ目は、「大学が外部からの意見を聞く場合には、特定の政治勢力に偏向することを排除しつつ、広く諸団体等から意見を聞き、自主的に判断することを守らなければならない。」というご意見でございます。

9ページ、「基準7」の学生支援について、「学生の課外活動は学生の自主的な活動として重要であり、大学に自主性を保証するための担保が重要となる。」というご意見でございます。「趣旨」について、「各大学の自主的な、創意ある取組みがあれば、それらについても評価の対象にすることを言及していただきたい。」というご意見でございます。「基本的な観点」について、「課外活動」と抽象的であるけれども、正課教育との緊密な結合の必要性が注目されており、基準5においても、課外活動と正課教育との結合という視点が必要である。」というご意見でございます。次に国際交流に関連いたしまして、「留学生の支援のみならず、在学生に対する海外留学への奨励も非常に重要である。」というご意見でございます。

10ページ、「基準10財務」について、「附属病院を持つ国立大学は、財投資金を長期的に償還しなければならないので配慮が必要である。」というご意見でございます。「基本的な観点」について、「適当な自己資本を保有することについて、大学教育に対する国家や自治体の責任放棄を財政面で具体化したものとなっている。」というご意見でございます。その次につきましても同義と思いますが、「財政基盤について公的援助の必要性については全く触れられていない。教育支援と教育の機会平等について財政面でいかにあるべ

きかという点を抜きに大学の財政評価はできないという観点を欠いている。」というご意見でございます。

「基準11」でございます。評価に関して、「特定の個人や役職に権限を集中させることのみで効率化を図ることが大学の研究・教育の沈滞化を招く可能性を十分配慮しなければいけない。」というご意見でございます。次は、「管理運営に対する意見の反映は、学内関係者のみならず、学外関係者との協議が必要である。」というご意見でございます。

11ページ「選択的評価事項」についての意見でございます。「活動への実施担当者やサービス享受者等の満足度から、判断基準は活動の実施者が、それとも享受者か。両者にずれがある場合にはどういう判断をするのか。」というご意見でございます。

資料8につきましては以上でございます。

続きまして、先ほどの資料の中でも一部、ご意見等がありましたので、評価費用の徴収についての考え方につきまして資料9により説明をさせていただきます。

資料9の「1 課題」の(1)にございますとおり、大綱におきまして、基本費用円、1学部当たり円という形でまだ金額を決定してございません。認証評価機関として申請するまでには当然、その金額を確定しなければいけないという課題がございます。(2)といたしまして、「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について(中間まとめ)」の中で「他の評価機関とのイコールフットィングの観点も踏まえることが必要」と提言がなされていることに留意も必要であるということでございます。

「2 基本的な考え方」でございますが、評価手数料については、評価申請のあった当該大学の教育活動の状況を分析、評価するために必要な費用を基本とします。(ア)といたしまして、「必要な費用」とは大学を実際に評価するために必要な経費であり、個々の評価を具体的に審議する委員会の開催経費、書面調査、訪問調査に必要な経費ということでございます。(イ)といたしまして、逆に個々の大学等には課さないものということで、評価基準の作成・変更・評価方法の審議をする委員会の開催経費、機構の評価基準の周知に必要な広報的な費用などとしております。2ページ、(2)といたしまして、学部等の増に伴って評価担当者を増員することが見込まれるとあります。これは、大学の規模及び分野を考慮して額を設定するということでございます。このため、評価手数料は各大学の規模、分野にかかわらず、「各大学に共通的に賦課する経費」と、もう1つ、「学部・研究科等の構成状況に応じ、これを単位として増額される経費」と2種類ございますので、これらの合計額となります。

今後、ただいま資料としてご説明させていただきました基本的な考え方をもとに、具体的な評価手数料を算出していきます。年度によって申請機関の増減が予想されますけれども、基本的に基準額は変動させないという考え方でございます。

ただいまの資料8、主な意見等につきまして、今後、大綱、基準を固めていく観点からご意見等をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

非常にたくさんの、詳細にわたる意見が来ているわけですが、これはどのように扱いますか。この問いに対して一つ一つ、事務局なりのお答えはあるわけですか。それともまずディスカッションしてからにしますか。

スケジュールにもありますが、大綱、基準を次回、第2回の会議において確定したいと考えております。そのときにいただいたご意見等を整理したものを提示させていただきたいと思っておりますので、本日は各委員から、大綱、基準についてご意見をいただければと考えているところでございます。

委員長 わかりました。今日はこれを入れて修文する等には行いませんが、いただいたコメントに対するご意見を委員からいただくという意味で自由討議をしばらく行いたいと思います。

何かございますか。特にご意見がないようであれば、事務局で今回のパブリックコメントの意見を入れたものの修正案が次回に提出されるということによろしいでしょうか。

それでは、最終的な決定は次回、第2回で行うこととなりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 次に、「自己評価実施要項及び評価実施手引書等の検討について」ということで、これらを作成する必要があるわけですが、事務局で作成に当たっての検討課題を整理していただいておりますので、それについてまず説明を受けた上で、ご意見をいただきたいと思っております。それでは事務局からよろしくお願い致します。

配布資料10、A3の折り込みの資料でございます。

「自己評価実施要項等の作成に当たっての検討課題」といたしまして、機構が認証評価機関となった以降、大学が自己評価を行うための要項と、機構が評価を行うための手引書、それぞれマニュアル的なものにつきまして今後、議論していただく必要がございます。それにつきまして、検討課題ということで提示させていただいているものでございます。イメージといたしましては、お手元に参考資料2という冊子体を提示させていただいており

ますが、こちらが本年度、試行的評価を行う高等専門学校の自己評価実施要項でございます。このような形で実施要項と手引書を検討していく必要がございますので、それを作成するに当たりましてご意見等をいただきたいという資料でございます。

それでは、資料10の内容につきまして説明させていただきます。左側に枠で囲ってございますのは大綱、もしくは基準で既に明記されている部分でございます。左の上につきましては、自己評価実施要項を作成する際の、各大学における自己評価についての検討事項、下のほうが機構における評価についての検討事項というイメージでございます。左上の「大学における自己評価」でございますが、「目的の記述」につきましては、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等を記述するということ、基準の内容に即して各大学においてその目的を整理することが必要というところまで大綱、基準等で明記されてございます。今後、大学における自己評価を行う際に、右の吹き出しのとおり、「目的」をどの程度、具体的に整理・記述してもらう必要があるかということを確認していく必要があるということでございます。

「自己評価の基準ごとの教育活動等の状況の分析」についてでございますが、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析し、必要に応じて学科・研究科等ごとに分析する。目的に即して独自の観点を設定する必要があると考える場合には、「基本的な観点」以外の観点を設定することが出来るとしています。他に、優れた点、改善すべき点などの評価を行うということまでが大綱で明記されているところでございます。それに対しまして右の吹き出しでございますが、観点ごとの分析に際し、取組の状況の記述のみにとどまらず各大学に一定の評定を行ってもらうのか。またその際、各観点の判断の目安をどのように設定し、示すのか。個々の学部等の取組状況を大学全体としてどう評価するか。続けて、自己評価書の分量は大学の規模等により差を設けるのか。また、様式等はどのようにする必要があるのであるのか。ということが要項を定める際に必要となるということでございます。

次に「機構における評価」、いわゆる手引書を作成するに当たっての検討課題でございますが、矢印の下、機構における評価と全体に係ることといたしまして、評価実施校の状況に応じた評価チームを編成いたします。評価チームには評価実施校の学部等の状況に応じた各分野の専門家等の配置が必要となります。評価担当者が共通理解のもとで公正、適正かつ円滑にその職務を遂行する。基準ごとに自己評価の状況を踏まえ、大学全体として基準を満たしているかどうかの判断を行います。必要に応じて、学部・研究科ごとの分析・整理を行い、基準を満たしているかどうかの判断は観点の分析の状況を総合して行います。

優れた点，改善すべき点の指摘を行うこととなります。ここまでが大綱において明記されており，こちらは，先ほどの自己評価に対する裏表の関係になりますが，これらにつきましては同じように機構の評価の実施体制をどのようにするのか。評価担当者の研修をどのように行い，共通理解を図っていくのか。対象大学が整理した「目的」をどのように評価に活用していくか。各観点ごとの分析を行う際に一定の評定を行うのか。個々の学部等の取組状況を大学全体としてどう評価するか。観点ごとの分析結果をどのように総合して基準を満たしていると判定するのかということが機構の評価全体にかかわるところであり，手引書で明確にしていく必要があるものでございます。評価プロセスといたしましては，書面調査，訪問調査，評価報告書があり，実施大綱等ではそれぞれ，書面調査については，自己評価書，資料及びデータ等の分析の実施，訪問調査においては，書面調査では確認できない事項等を中心に調査を行うこと，そして最後に評価報告書を作成し，基準を満たしているか，いないかの公表を行うこととされております。対象大学及びその設置者に提供する，社会へ公表するところまでが大綱等で明確になっているところでございますが，今後，手引書の中で，具体的にどのような内容，方法にしていくのか，書面調査，訪問調査，評価報告書について種々，ご意見をいただければと思っております。

ご意見をいただきたいポイントとして，要項につきまして4つ，手引書につきましても9つの検討事項がございます。幾分多いので，特に要項についての3つ，目的をどの程度，具体的に整理するのかでありますとか，観点ごとの分析についてどのように行うのか。個々の学部等の取り組みの状況を大学全体としてどう評価するのか等につきまして特にご意見をいただければと思っております。

以上，資料につきましての説明を終わらせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

今，最後にお話しいただきましたように，上の3つですか。これを主体にいろいろご意見をいただきたいと思えます。

相互に関係する問題もありますので，この点についてと限定しなくても，一般的なご質問でも，ご意見でもいいかと思えます。今のご説明に対して，資料10に関してご意見をいただければと思えます。

この最後の姿はどういうものになるのですか。この要項とか手引書，かなり細かく，それに従ってやれば出来るというものになるわけですね。

本日，参考資料2といたしまして，自己評価実施要項だけですが高等専門学校の試行

的評価にかかるものを提示させていただいておりますのでご説明させていただきます。

2 ページに、自己評価をどのように行うのかということで自己評価のプロセスの記載がなされております。各対象校は目的を踏まえて基準ごとの自己評価を行います。基準ごとの自己評価を行う際には、まず観点ごとの自己評価を行います。高専の場合は「観点にかかる状況」といたしまして現在の状況を分析します。必要に応じて過去にも遡及します。

「分析結果」といたしまして、「観点にかかる状況」について自己評価を行います。「根拠理由」として「分析結果」の理由づけをします。それから、観点ごとではなく基準ごとに優れた点、改善点の判断を行うという形のプロセスでございます。それを詳しく書いてあるのが3 ページ目からとなります。先ほど検討課題として、大学において目的をどの程度、具体的に整理、記述してもらおうのかというところにつきまして、高専では「2 「目的」と基準との関係」ということで、基準ごとに個々の目的を踏まえ、取組状況等を評価し、基準を満たしていることを判断することになるため、「目的」の記述に当たっては自己評価を行うことができるように、基準との関係に留意することが必要となります。さらに、「3 高等専門学校として期間を定めた目標等を有する場合の記述」といたしまして、高等専門学校が目標等の達成状況を評価に反映させることも可能なので、「目的」として位置付け、整理することが必要であると記述してございます。

対象校の基準ごとに自己評価を行う際の具体的な作業については、13 ページをご覧ください。

高専の場合にも、基準1で目的を書くようになっております。基準1-1として基準の内容が表現され、これから外れないものであるかどうかということで、例えば目的が具体的かつ明確に定められているとか、学校教育法に基づいて、それに外れるものではないかということについて観点を2点、設けております。これは大学の基準も一緒でございます。基準の四角囲みの中は、それをどのようにやっているかということ、説明をしてもらうための根拠資料を例示しております。基準の1-2としては、「目的が学校の構成員に周知されているとともに社会に公表されていること」ということでございます。これについては、観点としては目的が学校の構成員、すなわち教職員、学生等に、周知されているかどうかという観点を設けております。その証明する手だてとして、根拠資料の例示を5つほど掲げてございます。もう1つの観点としては、目的が社会に広く公表されているかどうかということであり、これを説明するための根拠資料としては4つ、ホームページに記載しているとか、基本的には大学も大体このような作業をしてもらうことが予想さ

れます。イメージとしてはこのようなイメージになるかと思えます。

委員長 ありがとうございます。

私もまだわからないところがありますが、評価の結果はどのような表現をされるのでしょうか。評価報告書の例もありますよね。

参考資料2の39ページが報告書のイメージでございます。黒塗りは各高専に記述していただいたものを転記するところでございます。高専が置かれている背景とか立地とか伝統とか地域の環境条件とか、そういうものを踏まえた目的を書いてもらうことになっております。認証評価結果としては、高専の機関別認証評価基準を満たしている、あるいは満たしていないという結果を明記して、その下に基準ごとに評価結果を、基準1であれば高専の目的がきちんと満たされているかどうかを記述します。満たされていない場合は、根拠理由等も書くことになろうかと思えます。また、各基準ごとには、優れた点、改善点もきちんと評価担当者のほうで指摘して、各高専はそれぞれの教育活動の改善の参考にしてもらうようになっております。観点の数は数えておりませんが、100を超える観点になるかと思えますので分量を制限する必要もあるかと思えますが、そのような報告書ができます。ですから、20ページ程度の報告書が出来ることとなります。これが必須の基準についてでございます。あとは選択的な評価基準についても、対象校が希望してきた場合は同様に報告書を取りまとめることになっております。最終的には、公表する前に各大学に意見申立ての機会を設けて、評価結果に対する反論といいたいまいしょうか、そういうものを経た上で申立てに対して対応したのも、そのまま記載して、各機関ごとに報告書ができていくというイメージでございます。ただいまの説明は高専についてですが、大学についても、大体このようなイメージになるかと思えます。

委員長 ありがとうございます。

細かい点のご説明について完全に把握し切れていないからちょっと疑問が出るわけですが、もっと大きな視点から見ると、これまでは、大学評価・学位授与機構の評価に対して、各大学はいろいろやってきたわけですね。今度はこれがどう変わるのかを一番聞きたいんですよ。大学評価・学位授与機構からいろいろな話があって、各大学は、それに応じた体制はもうできているわけです。今回はまず全貌がつかめないから一体どういうことを今後、大学が考えなくてはいけないかということになると、どこが一番大きく変わるのか、あるいは変わらなくてもいいのかについて、総論的にお聞かせいただけませんか。そうしないとなかなか各論のコメントに話がいかないと思えます。

ちょっと混乱があるようですが、要するに国立大学法人という立場に立ちますと2つの評価があるわけです。1つは独立行政法人としての評価、もう1つは今、議論しております認証評価の2つがあるわけです。国立大学法人以外ですと、独立行政法人の評価はありませんから認証評価だけということで今、議論していることが対象になりますが、私どもは今のご発言にお答えするのは非常に難しいわけです。いろいろやってきたということですが、あれはあくまで試行的な評価です。はっきり申し上げて、国立大学法人対象ですから独立行政法人のための評価の試行であると。そういうことも言えないわけではないのです。ただし、私どもとしては認証評価も当然、実施することとしていますから、3回の試行的評価の中から得た経験をもとに今、ご紹介しているような、これは高専の試行的評価で、大学に対しても似たようなものになりますけれども、こういうデザインをしたということなのです。

これについては、ご指摘のとおり、今、各大学とやりとりをしまして、評価をこうしてくれ、こうしたほうがいいのではないかというご意見をたくさんいただいております。それを生かしたものが、例としては高専の評価基準として示しましたけれども、今、お手元にお示ししているものだということでございます。このデザインの中には、もちろん今、これをオープンにしまして非常にたくさんのご意見をいただいておりますけれども、もう既にこれまで国立大学からいただいたご意見、あるいは公立大学もいただいておりますけれども、そういうご意見が生かされたものになっているとお考えいただければと思います。必ずしも100%生かされているかどうかは別でありますけれども、私どもとしては相当努力をして、ご意見を生かしてデザインをしたということでございます。

国立大学の法人評価と認証評価が、未だ混乱していますが、ここで議論をしていただいているのはあくまで認証評価だけということでございます。

委員長 これはおそらく、今、こんなことを言っはいけないのかもしれないですけれども、評価されるほうと評価するほうの協力関係で、認証評価と法人評価、どう違うかなんていうことがわかってくると思われます。非常に現実的な問題があつて、それはまだよくわからないところがありますよね。

認証評価については全大学対象です。もちろんどういう大学が私どものところで認証評価をやりたいとおっしゃるかどうかわかりませんが、とにかく全大学対象ですから非常に広くスタンスをとりながら基準をつくってあります。正直なところ、国立大学法人評価については、まだ法人評価委員会そのもので評価の方法について議論されておしま

せん。私どもはそこからの依頼を受けてやりますので、内部では検討しておりますけれども、我々としてはほとんど外へ出すものは今のところ何もないということでございます。ただ、問題として、国立大学は両方の評価を受けなくてはいけなくなりますが、それを2度やるのかという問題はまた別の問題でして、ある部分は兼ねられないか、あるいは兼ねられるのか。その辺のことはまた今後、検討していかなくてはいけない。その問題があることは十分、承知しておりますけれども、今、ご審議いただいておりますのは認証評価でございます。

そこがどうもわからないんですよ。2つありますよね。要するに中期目標、中期計画を立てて、それに則して法人の評価をするということは、例の国立大学法人の評価委員会、総務省、いろいろありますよね。これは1つの流れですね。それから、認証評価が新しく出てきて、似たような話ではないかと思って見つつも、そこがかなり、今のご説明だと違ったやり方なり違った方法論があるぞというお話として承っているのです。それと、法人化するぐらいまで我々はいろいろな課題が出されて答えてきましたよね。その3つの関係がまだ頭にじっくり入ってこないわけですよ。

それは今、申し上げたように、法人評価委員会の評価の方針が出ておりません。そういう点で、我々としてはある程度のイメージは持っておりますけれども、現状、世の中は混乱しているということなんですね。

認証評価は、とにかく全ての大学を対象にするものですから、先ほどから申し上げておりますように、なるべく広く今までの経験を生かして評価の制度設計をしており、状況としては当面は私どもとしてはこれをやっていく以外にはないということになっております。

いずれにしても、早く国立大学法人評価委員会がどういう評価をするのかを決めていただかないと、我々としては国立大学の法人評価については動けないということになっております。しかも非常にややこしいのは、私どもは、教育・研究に対する評価を専門的な立場から実施するように言われております。実際の評価全体、つまり施設ですとか、運営ですとか、そういうことは法人評価委員会がやりますので、私どもがやる評価がその中でどう位置付けられるかがまだわかっていないわけですよ。そういった状況のためにかかなり混乱があるということだと思います。

認証評価に限定して申し上げますと、これまで、大学評価・学位授与機構で非常に苦労してやってこられました評価の中には、例えば教養教育、社会貢献、国際交流・連携と

いうように、全学的な教育活動等に関する評価もございませし、分野別教育評価、分野別研究評価というように学部・研究科別の評価もございませ。そういう意味では、両方とも経験を積んでおられるわけですが、ただ教育活動のかなりの部分を占めます学部教育について申しますと、やはり専門分野別に人文系なり、その他、理工系の幾つかの分野なり、極めて学部の専門性に即した、あるいは研究科の専門性に即した評価をやってこられたわけですね。それが各大学、評価される側には経験として豊富に蓄積されているし、機構にも豊富に蓄積されているわけです。ところが、今日の資料10の大学における自己評価を見ますと、大学でやる場合に、確かに「必要に応じて学部・研究科等ごとに分析」とありますが、ここで初めて大学全体としてどうするかという学部を越えた教育活動の分析をしなければいけないと。そうして、その吹き出しにありますように、個々の学部等の取組状況を大学全体としてどう評価するかという答えを出さなければいけないわけです。この点においては今までの分野別教育評価とは違った大学全体の教育評価を教養教育以外のところでやらなければならない。

資料10の機構における評価を見ますと、最初の丸では各評価実施校の学部等の状況に応じた各分野の専門家等を配置するわけですて、専門家の配置はやはり各学部別にある。ここでは従来の経験が生かされるわけですが、その2つ下の丸では大学全体としての基準を満たしているかどうかの判定を行うとありまして、今までやらなかった大学全体のことをやらなければいけない。もちろんそのときには、各大学としては初めてやられることですけれども、個々、学部等の取組状況を大学全体としてどう評価するかというペーパーが一応、出てきますから、機構はそれをもとにやる事が出来るわけですけれども、やはりここでも従来、経験を深く積まれたことと、新しく大学全体としてやるという新しい領域と両方、やらなければいけないわけですよね。そういう意味で、今までの未知の領域である大学全体の教育評価に踏み込まなければいけないという問題はやはりあるのではないか。そこのところのやり方とか整理の仕方とかについて、初めてですからやってみなければわからない点はあるけれども、もう少し具体的に自己評価の仕方、機構における評価の仕方が明示されているとありがたいと思います。すぐにはできないかもしれませんが、そういう問題があることは確かではないでしょうか。くどいけれども、確かに教養教育とか国際交流とか社会貢献とか大学全体に対する評価もこの何年かの中に積んでこられたことは高く評価しておりますけれども、教育の基本部分の柱をなす各学部、各研究科別の、今までは自己評価であり、機構も第三者評価でよかったわけですが、これからは大学全体に

変わります。その変わり目のところをどういう方法で整理していくかについて、少しメッセージを出していただいたほうが大学としては対応しやすいのではないかと思います。

今、ご指摘になりましたことは、まさしく非常に難しいところです。私どもは確かに全学テーマで3年間、試行をさせていただいて、ある程度の経験を持っているわけですが、あくまでテーマの設定が全学にかかわることです。ですから、初めから全学、1つの大学ではどうされているか。個々の学部とか研究科、そういうことではなくて、全学としてどうテーマにお取り組みになっていますかということでご自己点検していただいて、評価するというをやってきたわけです。ところが、教育については分野別、つまり9つの分野に分けて、1つの分野について6つ程度の大学を選んでいただいて、それについて試行を行ったということで、あくまで評価に対するメッセージは学部・研究科なんです。

今、ご指摘にもありましたし、先ほどのご意見にもたくさん出ておりましたけれども、必要に応じて学部・研究科をやるというわけだけでも、その学部・研究科で行った評価が全学の評価にどう結び付くのかということについては非常に難しい問題で、私どももまだこれだという方法を持っていない状況です。その点については、だからこそ、今日、こういう会議を開いて、ご意見を伺いたいと思っているわけですが、その辺についてはまだ内部で相当、詰めていかなければいけないということで、多分、この認証評価の最も難しい点はそこだと思います。これは準備委員会的时候にもそういう議論が生まれて、結局やはり評価を最初にスタートするところは個々の単位だろう、つまり学部・研究科だろうと。そこを見ないと、もう全学のことなどわからないだろうと。それを全学に、1つの大学としてのパフォーマンスにどう反映させるかが問題だということをご指摘いただいておりますが、今のところ、まだ私どももこれだという方法には至っていない状況です。その辺は少し時間をいただいて工夫をしながら、多分、試行錯誤になると思いますけれども、なるべくロジカルな方法を見つけたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。

かなり本質的なことがまだ十分明らかでないけれども、法人評価と認証評価は全然違うということについては明らかだと思います。

法人評価をやるとわかると思われませんが、これは出資者として本当にそれだけの成果が得られたかという観点から見るわけであって、簡単に言えばアウトカムというか、出てきたものの価値を投資に対して見るという構造になっているわけです。認証評価のほうは、表現は悪いけれども、教育装置が間違いなくできているか、要するに品質管理、品質保証

ですから、これまた全然違うわけですね。結果的には似ているところもあるし、評価する項目も似てきますけれども、価値観が全然違うと思います。

ただ、それはやる方の側のアイデアで、受ける方からになると、似たような項目に、やはり答えが決まってくるわけです。2つの注文の側に答えてこちらの答えを書き分けようなんてことは、私は難しいと思っています。したがって、中期計画、中期目標に書いたような項目は、しょせん、ここに出てくるような項目と重複するのではないのでしょうか。書きぶりはおそらく、書く側からいえば、これは法人評価なので、これは認証評価のだというふうに、上手くできないので、したがって大学側が何となく自己評価を行う状況になる。法人側のチェックは確か成績が悪いと運営費交付金を減らしてやるという脅しがかかっています。こちらの認証評価で最後の評価書のイメージをいろいろ拝見しているけれども、基準1とか基準何とかだけで分けますよね。これを満たしていないとかという項目が出て、トータルでだめだとなるのか。大体、これは法的にどういう意味があるのですか。

委員長 そこはそうはっきりしない。まさにおっしゃるとおりで、第1の先生のご質問は、さっきも申し上げたように評価される方を見るわけですね。ですから、本当は一番いいのは、1枚の紙を出したら2者で判断してくれと。大学側はこれだけ出せばいい。これが評価の最終的な姿だと私は思いますが、そこはなかなかいきません。いろいろな注文が出てきて、データとしてしばらくそういうやりとりが続くに決まっていますよね。

また、認証評価の基準を満たしていない場合はまさに大きな問題で、出てきた学生の質を評価している暇はないわけでしょう。ですから、ここにありますように、ある種の枠組みをはめてそれに近いかどうかで判断する。しかもこれは、非常にびっくりしたけれども、要するに学校教育法に規定された目的から外れていないかが認証の根幹なのです。自由にやれではなくて、この枠にはめようという主旨なのです。そういう意味でも、やはり法人評価とは全く違う性質を持っていますよね。そういう意味で見ると、実は項目、例えば評価基準の基準1から基準11までがあり、それに基本的な観点がありますから、これを足し算すれば非常に多くの項目が出てきますよね。実はこの設計において、この各項目が、固い言葉で言えば独立かどうかという検定をどこまでやっているのかという話がわかってこない。これがやはり答える側の非常に大きな苦勞になるわけですね。こっちでこう答えて、別のところでこう答える。こっちに答えたらもうこっちは自ずと決まるなんていうのがあれば、こんな項目をつくる必要はないとなるわけです。そういう意味で、まさにこれはいわゆる一次独立というか、そういう意味で本当に重要な点を押さえているの

かどうかという検討をまだする必要がある。これもやはり私は評価される方との工夫でやるしかないと思います。

ここから先は質問ですが、認証評価した結果、悪ければ大学をつぶすということはないですよ。

確かに国立大学の法人評価は直接の目的ははっきりしています。つまり運営費交付金というターゲットがあって、評価が悪ければ減らされる。その辺もどうシステム設計をするか非常に難しいところだと思われませんが、そういう非常にはっきりしたターゲットがある。

では、認証評価は何のためにやるか。その前に、例えば基準を満たしていないからどうなるかというのは、正直言うと公的なペナルティーは何もありません。法律違反がない限り、1つの大学をクローズしたり、学部・研究科をクローズしたりすることはできないわけですから、極端に言うと全部不適格と言われても大学は存在出来るわけです。何のために認証評価をやるかという、要するに国際対応です。今、先進国でクオリティ・アシュアランスをやっていないのは日本だけというのが現状です。認証評価機関は3つくらいになると思いますが、要するにこのメッセージを国際的に発信する必要があるわけです。このまま置いておきますと、日本の大学は完全に世界の大学から放置される、何もやっていないということになります。今、世界的にクオリティ・アシュアランスが猛烈な勢いで進んでおります。くどくなりますけれども、世界の主要国はほとんど、どの大学はどのようなクオリティを持っていると発信しているわけです。極端に言いますと、我々としては認証評価の結果を英文にでもして発表する義務が、ある程度課せられているということです。世界がそれを見て、日本のどこどこ大学はどのようなことで優れていて、どういふところが足りないんだということを見て。そういうメカニズムの1つだろうと私は考えているのです。ですから、国としての1つの見識といいますか、それを示すのがこの認証評価だと個人的には考えています。

前に申し上げたかどうかわかりませんが、今、UNESCO、OECDで盛んに世界中の高等教育機関のクオリティ・アシュアランスという問題を議論しております。正直言って、日本もやっこの制度はできましたけれども、実際に評価が行われるのは一年先です。そういうことからすると、世界的なスタンダードから猛烈に遅れてしまっているということでごさいます、そういう視点から認証評価を見るべきではないかと考えております。

委員長 今、お話しされたようにそれだけの要請があるし、そこまでどうしても引き戻すというか、きちんとしなくてはいけないですよ。誰が考えたって設置基準の時代はよかったとなるに決まっているので。できればそのままずっと頑張っていればよかったわけですが、2つの意味でそれではだめだと。国際的にそんなことは通用しなくなっているし、もう1つはやはり相互に認証評価という品質保証をすることによって研鑽し、質を上げていこうということです。そういう意味では、我が国の場合は大学評価・学位授与機構が公的にできていて、そこでこういうふうに先行的に調べた。これを非常に大きな財産として使うしかないですよ。国によっては認証評価機関が民間からボトムアップで上がってくるケースも歴史的にあったわけですが、今からそれだけでやったのでは間に合わないということもあって国が先行してやった。そういう1つの歴史はありますけれども、しかしその実績を大いに利用して、これから進んでいくしかないということでしょうね。

もう1つ、申し上げます。

全体として、アメリカ型かそうでないタイプかという2つのことが評価の世界で議論されています。今、出ておりますご質問、ご意見とは直接関係ありませんけれども、やはりどうも日本としてアメリカ型に限りなく近づいているのではないかと思うんです。これは認証評価と言っていますけれども、非常に英文に訳すのは難しくて、私が外国で話するのはアクレディテーション・アセスメント、あるいはエバリエーションという表現をしていますが、結局、これでこの評価結果が出まして、ある大学のどこが基準を満たしていないかというのは出ますね。そういうものはやはり利害関係者、国民が見て選択の基準にするということです。よくアメリカの大学と言われますけれども、アメリカも3,800ぐらい大学がありますが、実際に大学らしい大学は250かそこらしかないわけです。それを国民が知っているわけです。どうして知っているかというと、アクレディテーションというメカニズムを通して情報が出ていくからわかっているわけであって、多分、日本も認証評価をやっていくと最終的にそういう状況になるのではないかという感じで見えております。

理解としては、要するに大学が情報を公開するわけですね。満たしている、満たしていないで、11の基準によって自ずから満たしている数が多いほうがいいに決まっていますね。逆に言って、受験生から見ると、外国の受験生もいいですけども、要するにあの大学は満たしていないところが多いからちょっと問題だという形で、一種のマーケットのテストが絡んでくる。そこで自ずからこの物差しが市民権を得て、そこそ一般的な使わ

れ方になってくるだろうと。ただ、先生がおっしゃられた潰す手段にはなり得ないということは、結果的には満たしていないということが、やたらと多い大学には受験生が来ないだろうと。結果として潰れるかもしれんという武器にはなるということですね。

委員長 昔、議論したときにはそうはなっていなかったです。学生は確かにどこで、品質という観点からいって教育が不十分だと言っても、一方で、大学がこういうことを教育したいのだという意図で引かれてくる場合もあるわけです。むしろとにかく競争的な要素が出てくるのは質的な多様性といえますか、そういうもののほうが本当は大事なのであります。現在の若者に対してどういう質的な、質というのは品質ではなくて内容ですが、例えばどういう分野の教育をどういうところを強調して教育するかというメッセージが非常に大きな意味を持っているわけです。むしろ、ある意味では静かに品質保持をしていくという感じだと思うんです。例えばうちはこういう学生を教育するぞ、例えば実技を教育するぞと言ったとしますね。それに引かれてくる学生、むしろ、そっちのほうがコンペティションはこれから出てくるわけで、品質は日本の大学全体のレベル、水準の問題なわけです。ですから、競争要因にはあまりなってほしくないですね。これが競争要因になるのはよくないです。むしろ目的の多様性とか、そういうことで引きつけた方がよいのではないのでしょうか。

そうすると、最低限の品質を保証するということですね。

委員長 そうだと思います。品質保証はそういうことなので、クリアしたかどうかですよ。

ということですよ。最低限の品質をどれだけ満たしているかを11の項目でチェックする。

委員長 そうですね。全部満たしていたといっても決してそんな優しい大学だとは言えないわけですよ。

ただ、公立大学の場合は、今、おっしゃったことを非常にはっきりと機構の意見として強く言っていたかかないと。77公立大学がありましたら、設置者はやはりそれに近い数があります。設置者である自治体と大学の距離、都道府県市議会と大学の距離もものすごく近いですね。だから、1つでも基準を満たしていない。そうすると、大学評価基準を満たしていないものとしてその旨を公表されたときのショックはものすごく大きいわけです。その場合に、もちろんそのことの意味はあるとは思いますが、もう一方で先生のおっしゃった最低限の品質保証としての認証評価だということについても定義をはっき

りして明示しておいていただかないと大変な混乱が起こる可能性もあります。公立大学は国立大学と全く違う。また、地方独立行政法人評価委員会ができれば、国の場合は1つですけれども、それぞれ自治体の数だけそれがありますから、そういう意味で認証評価とはどういうものを明示していただく。定義を明確にさせていただくことは我々、公立大学にとっては大変必要だと思います。

委員長 公立については考えなければいけないことが多いと思われます。設置の条件が国立大学、私立大学と全く違って、自治体と近いということですから、本当に近いところを最近、よく見ていますよ。いろいろなことが起っています。

その辺、私どもも非常に意識しております。大学評価委員会にも公立大学のご経験がある先生にお入りいただいております。最初に公立大学の評価をやりますときに、公立大学協会とお話し合いをさせていただきましたときにも、盛んにその問題が出てまいりました。その辺は我々としても問題意識は十分持っておりますので、その結果の出し方ですね。それから、この評価の意義、そういうこともあって、私はそういう道具に使われたくないということで、国際的な1つの、国と国、国際的に高い姿を国としても持つべきだという立場からこの評価を見ているんです。やはりその辺のところを、我々としては一般の皆様方にご理解いただけるような努力をしていく必要があると思っております。幸い、機構にも公立大学のご経験がある先生がいらっしゃいますので、その辺は多分、抜けることはないと思います。

今の議論は、非常に大事なことで、国立大学法人のところで研究と教育を評価するというのと、機関別認証評価のところで教育を中心にやると。研究については担保しておくけれども、少し様子を見てということになっていきますので、さっきのところ、国立大学法人評価のほうの方針がまだはっきりしていないということになると、国立大学は教育に関してはこちらの機関別認証評価を受けるとして、もう1つについてはしばらく待って時間を置いてやることになるのかどうか。もし一緒に、ほとんど時期的に同じでやるなら、少し重複するところを調整してやることも考えられるかもしれない。ただし、前者はどちらかという運営費交付金の配分等に関わってくることでありますから、多少、コントロール的な性格があると思われますね。ア krediteーション型とすれば、そちらはあまりコントロール的ではなくて、ア krediteーションですから大学の立場を尊重していくやり方になるかと思うわけです。ここが1点。

もう1つは、長い歴史で見ると、やはりチャーターリング型とア krediteーション型が

あると思うわけです。日本の場合は両方を戦後、やってきたと思うわけです。ただし、ア
クレディテーションは大学基準協会を作ってもあまり十分に機能しなかったということが
ありますので、今、見直しをかけています。大学評価・学位授与機構はどちらかという
とチャータリング型の延長にできてきたのではないかと。性格的には多面性がありますけれど
も、歴史的に見ればそうではないかと思うわけです。そうすると、今のようにアクレディ
テーション型にしていく、文部科学省の設置審議会は少し基準を緩和して、認可していく
方向に今、向っていますので、非常に多様化してきています。そうすると、水準がかなり
混乱してきていると思うわけです。そういうときにアクレディテーション型で行きますと、
その辺の水準のコントロールとかそういうものはできないのではないかと。特に日本の場合
は、アクレディテーション、アメリカのように任意にボランティアに評価を大学がやって、
それで質を高めていくというところがあまり十分に機能してきていませんので、急に方針
を変えていっても時間がかかるのではないかと思うわけです。そういう中で、さっきのよ
うに日本は国際的には非常に危機的状況にきていますので、ここをやはり勘案して考える
と、大学評価・学位授与機構は多少、質の、クオリティ・アシュアランスもあまりアナー
キーにならないようにやっていくところが多少はないと、少し困ったことになるのではな
いかと思うわけです。その辺の整理がやはり必要ではないでしょうか。

大変難しい問題だと思いますが、さらに今、議論しております状況を複雑にさせてい
るのは、認証評価機関は私どもだけではないことです。大学基準協会もおやりになります
し、私立大学協会でも現在、ご準備の機関もあり、3つ出来ることになるわけです。そうす
ると、それぞれが別々の基準をもって認証評価に当たることの難しさもまた一つ、考えて
おかなければいけない。それと、国として、つまりほかの国との対応で考えた場合には、
言い方は適当でないかもしれませんが、この認証評価を受けてほとんどが基準を満たして
いるという評価になったときに国際的にどう捉えるかという問題があります。それがまた、
そういう評価をした場合には、それぞれの大学のグレードアップにつながっていくかとい
う問題がありますので、私どもとしては、その辺はやはり今までの経験を生かして、ちょ
っと表現が適当でないので恐縮ですが、ある程度厳しいといいますが、そういう評価をす
ることを運命付けられているのではないかという気がいたします。その辺をほかの認証評
価機関の基準とどう合わせていくかは、まだ私どもとしても回答を出していない状況なん
です。その辺はやりながら考えていくことだと思われませんが、いずれにしてもそういう加
減な評価はできないだろうと。ですから、アナーキーにならないようにということですね

れども、ある程度、そういう側面は出てくるのかなという気がしております。もちろんその点は十分気をつけなければいけません。

委員長 そのとおりですね。先生が言われるように、やはりチャータリング型というか、設置基準で、これは守れと指導していくやり方から、適切にやりなさいと、その結果を見てここを直せと、やり方が全く変わりますよね。大学の中をみんな、見られてしまうわけです。これはものすごいプラスの面があると思います。今までは大学という機関が極めて閉鎖的だった。それだけではなくて教授も閉鎖的だったわけです。そういうことが社会的にも変わってくるんだという時代を迎えているわけです。教育の世界では、私のやっていることはこうなんだということが、いつでも言えるような構造になってくることを、評価というものを通じて今、少しずつやっているというのが日本の流れであるわけです。ですから、どうしてもアナーキーになるでしょうし、変わったものが出てくるでしょう。それは仕方がないのではないのでしょうか。設置基準ではなくて、学校教育を守れと強く言うだけではだめなのです。それはここに書いてありますけれども、実際はそれを守っているか守っていないかだけで済ませないで、細かいところを見ていくわけです。そこがやはり指導から評価という1つの流れだと思うわけです。これはやってみると非常にいい面があるわけです。その経験の蓄積が大学評価・学位授与機構にあるわけですからそれを利用していく、使っていくことになると思います。

さて、そうするとなかなか具体的な話には入れないわけだけども。

具体的なことについては、先ほど、苦しいながら私どものところでいただきましたご意見に対する対応案でありますとか、案をお出ししないとなかなか具体的な議論が進まないと思いますので、次回からはそういう形にさせていただきたいと思います。若干、アナーキーになるかもしれませんが、その辺はご勘弁いただいてご議論いただければと思います。

委員長 ありがとうございます。

それでは、そういう形で、具体的なことはやはり原案があった上でとさせていただきたい。今日は非常に基本的なご意見もいただきましたので、それはぜひ原案作成に生かしていただくということでよろしいですね。

それでは、次に今後の審議の進め方について、説明願います。

お手元の資料11、スケジュール案でございますが、確認をさせていただきたいと思っております。次回、大綱、基準につきましては、本日いただいたご意見等をまとめた案を提示

させていただきますので、そこでご決定をいただいて、8月を目処に認証評価機関としての認証の申請を行いたいと考えてございます。それ以降、8月、9月に委員会を2回程度、月1度ぐらいで開催させていただきまして、実施要項、手引書を整備していきたいと考えてございます。その後、それらを公表して、申請の受付を行いたいというスケジュール案でございます。

委員長 さて、それでは機構側で原案をつくった上でこれから議論するという事にしていただきたいと思いますと思うんですが、原案作成の委員の方を私からお願いしてもよろしいですか。お名前を申し上げます。相澤委員、荻上委員、川口委員、舘委員、森委員。この5名の方が原案を作成し、次回までにということでもよろしいですか。

では、今回は文書になった要項が出てくるということで、それをもとにまた抽象論も含めて議論をすることになると思いますのでよろしく願いいたします。

何か全般的なことでご意見があればぜひ伺っておきます。

全般的なことではありませんが、資料9の「評価費用の徴収についての考え方」というのが、これまで、機構の側から出されていた考え方に比べて、どういう方法で評価費用を算出するかという非常に具体的な考え方が出されておりますので、それについては非常に高く評価したいと思います。ただ、一番最後に「基本的な考え方のもとに、具体的な評価手数料を算出する。なお、年度によって申請機関の増減が予想されるが、基準額は変動させない。」とありますが、認証評価を受ける全国の大学からいつ、どれぐらいの形で、どれぐらいの量で申請があるかはまだ予測のつかないところがあります。おそらく認証評価がスタートして6年目、7年目に集中するとしますと、かなりその間、時間も経ちますよね。したがって、余分なことですけれども、基準額は変動させないというけれども、機構として多少、経済状況の変動とかいろいろなことを考慮するような表現にしておかれたほうが無難なのではないかと思えます。

ありがとうございます。

現在、意向調査をしております、若干の回答をいただいておりますけれども、機構に評価をお願いしたいという大学もあれば、機構以外に評価をお願いしたいと考えている大学もあります。評価手数料がはっきりしていない関係で、まだ回答をいただいていない大学もあります。それを踏まえながら、機構内でも具体的な算出をしていきたいと考えております。変動させないという点については、確かに社会の経済情勢もありますので、機構内でも工夫できればと考えております。

委員長 細かい質問ですけれども、費用の件、大体幾らぐらいになるのですか。

次回、シミュレーションをして、こういう場合にはこのような金額になるということを示したいと思います。大学基準協会がもう既に文部科学省に提出されたと聞いておりますが、それによりますと、手数料としては60万円プラス1学部あたり20万円と聞いております。ですから、単科大学だと80万円となり、学部が増えるごとに20万円ずつ増額されていくと聞いております。イコルフットィングの考え方もありますので、金額がどうなるかというのがありますけれども、それを踏まえながら検討していきたいと思いません。

委員長 評価担当者に謝金を出すわけですか。

はい。評価委員の先生方にはお忙しい中、来ていただきますので。試行評価においても出しておりますので機構としても謝金を出したいと考えております。

委員長 自己評価に対しては、謝金を出していませんよね。

大学自身がやる評価ですので機構としては出しておりません。

委員長 これは大事なところで、評価はもう謝金を出さないという哲学もありますよね。お互い様でしょう。ですけれども、それを最初に決めないと、日本の習慣が決まりますよね。ですから、これはぜひご検討をいただいて。いろいろな見通しもありますから。私は特段、意見はありませんけれども、これを今、決めてしまうとずっと将来、そういう形が決まるわけです。国によっては、評価、アクレディテーションに関しては謝金がないところもあります。

そうですね。アメリカのように評価文化がきちんと醸成されているとそうかもしれませんが、評価委員の確保がかなり大変で、平成14年度着手では500人以上の評価委員にご協力いただいて、大変お忙しい中、夏休みを返上してまでやっていただいております。その辺のところも加味しながら考えていく必要があります。

委員長 ぜひご検討を。考え方をはっきりしていただきたいと思いません。

多分、先生のお話はJABEEの例で、謝金を出さないということでやっておりますが、自分達の分野という意識がはっきりあるところはそれでも機能すると思われれます。しかし、そうではなく産業界、経済界からお入りいただいてやるとなると、なかなか謝金なしではオペレートできないということです。私どもの全体の評価のデザインそのものが、どちらかというと英国の方法に倣っておりますので、謝金自体も英国のように、決して多くないのですが、英国並みには出そうということでやってまいりましたので、多分、そ

の方針は今後とも踏襲していくことになろうかと思えます

もう一つ、私が先ほど認証評価で非常に心配しておりましたことが一つあります。それは大学評価・学位授与機構、大学基準協会、私立大学協会ご準備の認証評価機関の計3つが将来出来ると考えられる。ひょっとすると民間が名乗りを上げてくるかもしれませんが、当面、3つであると考えられる。そうすると、例えば国立大学が全部、私どもに来てしまう。私立大学の古手が大学基準協会へ行く。新しい私立大学協会参加の大学が全部、私立大学協会で作った認証機関へ行くととなると非常に不健全な状態になるわけですね。これもイギリス人に話すととんでもない、信じられないという返答が来ます。しかし意向調査をしてみますと、実際そうなるかどうかわかりませんが、かなり多くの私立大学、ことに私立大学協会傘下の私立大学も機構でやりたいというご意志をお持ちのところがあるわけです。それを見て、私は非常に安心をいたしました。そういう点では、案外、健全な方へいくのかなと思っております。

先ほどの評価の費用のことですが、慎重に検討していただきたいと思えます。イコールフットイングという立場でお願いしたい。と申しますのは、私立大学協会が準備中の認証評価機関は、会員となるための会費も会員校に負担してもらうことになりましてから、どうしても高くなります。高くなるのは止むをえないと思えますが、本機構の方であまり差がないようお願いしたい。また、算定基礎ですが1大学単位、1学部単位となりますと、例えば東京工業大学は1学部という勘定になってしまいます。あんな大きな大学でも1大学1学部で、非常に安い費用で済んでしまうということです。基本は大学、学部単位でしょうが、もう一つ、そこに大学の規模を若干入れませんと、非常に大きな大学でも1学部だけとなりますと安く済んでしまうのは不公平ではないかと思えます。その辺を一つ、考慮いただきたいと思えます。また、評価委員手当は適当な手当をお出しいただいていると思えますが、私立大学協会では評価経費を低くするために、評価を担う先生に手当は出さないという立場でやっています。さっき委員長が言われたように、これは1つのモデルになりますので、その辺も考えていただきたいと思えます。先ほど機構長が言われましたように、この機構は国立大学、公立大学、一部の有力私立大学が入ってくると思えます。大学基準協会は戦前からの大学、あるいは私立大学協会の中でも大手の大学が大学基準協会へ行くとします。その点、私立大学協会の機関は、地方の中小大学を相手にするわけですので、そういう点をひとつご理解いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

その辺はなるべく配慮したいと思っております。

もう1つ、先ほど、機構長からは多少厳しくやりたいとのご発言がありましたが、それは賛成でございます。評価は多様な形があってもいいわけですから、機構が国際的な非常に高いレベルで行くんだという厳しい評価は大変望ましいと思います。

委員長 ほかにございますか。

それでは、時間になりましたので、これで閉会いたします。どうもありがとうございました。

了